

## 特区において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成20年10月20日  
構造改革特別区域推進本部長

このたび初めて構造改革特別区域計画の認定があった規制の特例措置について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、本年5月30日に検討を行ったところである。これを踏まえ、当該規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

番号	特例事項名	評価時期
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	平成21年度